山野地域づくり協議会　規約

1. 総　則

（名称）

1. 本会は、山野地域づくり協議会（以下「本会」という。）とする。

（区域）

1. 本会の区域は、南砺市山野地区の全域とする。

（事務所）

1. 本会は、事務所を南砺市飛騨屋２０番地「山野交流センター」に置く。

（目的）

1. 本会は、会員相互の親睦を図り、福祉と文化向上及び安心・安全な暮らしに努め、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
2. 会員相互の連絡調整と親睦に関すること。
3. 区域内の環境美化・安全環境等の整備に関すること。
4. 交流施設その他の財産の維持管理に関すること。
5. 生活環境、文化・福祉に関すること。
6. 防災、防犯、交通安全等に関すること。
7. 市政との協力及び他団体との連絡調整に関すること。
8. その他目的達成に必要と認めたこと。
9. 会　員　（構成員）

（会員）

1. 本会の会員は、第２条に定める区域に住所を有する個人とする。

　　　２本会は、正当な理由がない限り第２条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒まない。

　　　３第２条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

（退会）

1. 会員が各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
2. 住所を区域外に移したとき。
3. 死亡したとき。

　　　２退会した会員は、納入した会費その他の拠出金品の払い戻しを受けることができない。

（会費）

1. 会員は、総会において定める会費を世帯単位で納入しなければならない。
2. 役　員

（役員の種類）

1. 本会に次の役員を置く。

（１）会長　　　　　　１名

（２）副会長　　　　　２名

（３）理事　　　　　　若干名

（４）部長　　　　　　若干名

（５）監事　　　　　　２名

（役員の選任）

1. 理事は、各区域内の自治会の代表者１名及び部長並びに事務局長をもってあてる。

　　　　２理事を除く役員は、役員会において選出し、総会において決定する。

　　　　３監事は、会長及びその他の役員と、相互に兼ねることはできない。

　　　　４本会に、相談役・顧問を置くことができる。

（役員の職務）

第１０条　会長は、この会を代表し会務を統括する。

　　　　２副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

　　　　３理事は、各地区、専門部を代表して意見の取り纏め、連絡調整を図り、事業

の推進に努める。

　　　　４監事は、次の職務を行う。

1. 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
2. 会長、副会長及びその他の役員の業務執行状況を監査すること。
3. 会計及び資産の状況又は業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
4. 前号の報告をするため、必要あると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期）

第１１条　役員の任期は２年とする。但し再任は妨げない。

　　　　２補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

　　　　３役員は辞任又は任期満了の後においても後任者が決定するまでは、その職務

　　　　　を行わなければならない。

1. 総　代

（総代の選任）

第１２条　総代は、区域内の自治会、町内会、村方等の班代表者１名をもってあてる。

（総代の職務）

第１３条　総代は、各地区の班を代表して会員の意見を取り纏め、連絡調整を図り事業

の推進に努める。

1. 総　会

（総会の種別と開催）

第１４条　総会は、通常総会及び臨時総会と特別総会の３種とする。

　　　　２通常総会は、毎年度決算終了後３か月以内に開催する。

　　　　３臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会員の５分の１以上から請求があったとき又は監事から請求があったときに開催する。

　　　　４特別総会は、財産処分、会の解散及びこれらに関する規約の変更、ほか会長が必要と認めたときに開催する。

（総会の構成）

第１５条　通常総会は、役員及び総代をもって構成する。

　　　　２臨時総会は、議案により出席者を構成する。

　　　　３特別総会は、役員及び会員をもって構成する。

（総会の機能）

第１６条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の招集）

第１７条　総会は会長が招集する。

　　　　２会長は、第１４条３項の規定による請求があったときは、その請求があった日から４５日以内に臨時総会を招集しなければならない。

　　　　３総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の５日前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）

第１８条　総会の議長は、出席した会員の中から選び、これに当たる。

（総会の定足数）

第１９条　通常総会は、役員及び総代の３分の２以上の出席がなければ、開会することはできない。

　　　　２臨時総会は、議案により第１９条１項もしくは第３項の出席がなければ開会することができない。

　　　　３特別総会は、会員の４分の３以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第２０条　議会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

（総会の表決権）

第２１条　役員及び総代は、総会において各々１箇の表決権を有する。

　　　　２特別総会においては、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は会員が属する。又は世帯の代表者１人に、会員の表決権を委任し世帯単位で複数箇の表決権を有するものとする。

（総会の書面表決権）

第２２条　止むを得ない理由のため総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

　　　　２前項の場合における第１９条、第２０条の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第２３条　総会の議事については、下記の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者含む）
3. 開催目的、審議事項及び議決事項
4. 議事の経過の概要及びその結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項
6. 議事録の作成人は、役員より選出しこれにあたる。

　　　　２議事録には、議長と作成人及びその会議において選任された議事録署名人２人が署名押印をしなければならない。

1. 役　員　会

（役員会の構成）

第２４条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の機能）

第２５条　役員会はこの規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

1. 総会に付議すべき事項。
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項。
3. 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

（役員会の招集）

第２６条　役員会は会長が必要と認めるとき招集する。

　　　　２会長は、役員の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から１５日以内に役員会を招集しなければならない。

　　　　３役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等（電磁的方法による場合を含む）をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第２７条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第２８条　役員会には、第１９条、第２０条、第２１条、第２２条の規約を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、読み替えるものとする。

1. 資産及び会計

（資産の構成）

第２９条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 別に定める財産目録記載の資産
2. 会費
3. 市交付金・補助金等
4. 寄付金品
5. 活動に伴う収入
6. 資産から生ずる収入
7. その他の収入

（資産の管理）

第３０条　本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第３１条　本会の資産で第２９条第１項に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には総会において会員の３分の２以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第３２条　本会の経費は資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第３３条　本会の事業計画及び予算は会長が作成し、役員会の承認後、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

　　　　２前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収支の執行をすることができる。

（事業報告及び決算）

第３４条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け毎会計年度終了後３ヶ月以内に、総会にて承認を得なければならない。

（会計年度）

第３５条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、３月３１日に終わる。

第8章　事　務　局

（事務局）

第３６条　本会の会務を円滑にするため、事務局を設置する。

　　　　２事務局に事務局長を置き、本会の庶務会計等事務一般を統括する。

　　　　３事務局長を補佐するため、地域指導員を置く。

　　　　４事務局長及び地域指導員は役員会の承認を得て会長が指名するものとする。

第９章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第３７条　この規約を変更する時は、総会において会員の４分の３以上の同意を得て、かつ、南砺市長の許可を得なければならない。

（解散）

第３８条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

　　　　２総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

第３９条　本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において総会員の４分の３以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第１０章　雑　則

（備付帳簿及び書類）

第４０条　本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

　　　　　但し、保管期間は５年とする。

（附則）

　　　　　この規約は、平成３１年４月１日から施行する。